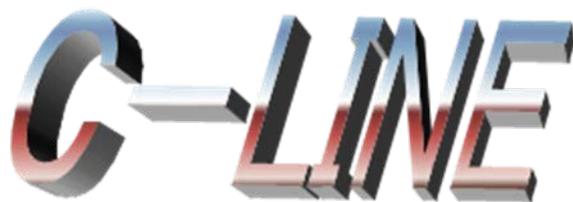


INFORMATION★EXPRESS



No. 1003

- ◇ 発行：中国情報通信懇談会
- ◇ TEL:082-222-3324 FAX:082-502-8152
- ◇ E-mail:jimukyoku@cic-infonet.jp
- ◇ <http://www.cic-infonet.jp/>

<<中国情報通信懇談会>>

中国情報通信懇談会 顧問の追加公募について(お知らせ)

いつも大変お世話になっております。中国情報通信懇談会事務局でございます。
平素は中国情報通信懇談会の活動に対し、格別のご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度中国情報通信懇談会は、8月末に平成29年度第1回運営委員会を開催し、「顧問の追加公募について」の事業計画案が承認されました。

つきましては、事業計画案に基づき、ICT（情報通信技術）の利用者としての視点からの意見も反映させることを目的として、顧問等会議に参加する顧問として、「地方自治体」及び「ICTの利用者としての民間企業（通信事業者、放送事業者及び当該業界の関係機関を除く。）（以下「民間企業」という。）」の方を対象に、10月2日（月）から追加公募を開始いたします。

追加公募の詳細

1 公募期間

平成29年10月2日（月）～10月31日（火）

2 応募人数

原則、県単位で地方自治体1名及び民間企業1名

※なお、応募の状況等により、上記定員については、増減することがあります。

3 応募資格

公募される顧問は、以下の条件を満たす者であることを条件とします。

なお、顧問は、個人の専門知識、経験等を元に選出されるものであることから、上記顧問等会議を欠席する場合には、書面による意見等の陳述は可能ですが、代理出席は認めないことを原則とします。

条件 1 応募団体・組織の ICT 化の取組みに積極的な団体・組織に所属する者であること（応募団体・組織における ICT 化の具体的な取組み又は現在計画をしている取組み等は、別様「顧問申込様式」にご記載いただきます。）

【理由】

今回追加される顧問は、ICT の利用者としての立場から、事業計画案に盛り込むべき事項に関する意見を会長に助言するという、懇談会運営にとって重要な任務を担うことから、まずは、所属団体・組織の ICT 化を積極的に取り組んでいるという実績が重要であるため。

条件 2 地方自治体が応募する場合は、県は首長又は最高情報責任者（CIO：情報戦略や IT 投資計画の策定などに責任を持つ者）、市町村は首長又は県の CIO 相当職の者が顧問として就任できること。また、民間企業が応募する場合はトップ又は情報通信担当役員が顧問として就任できること。

【理由】

現在の顧問は所属団体のトップが条件であること、また、懇談会には、具体的な事業計画案を審議する場として「運営委員会」が設置されているが、当該委員会は所属団体の部長・課長クラスが構成員となっているため。

4 公募方法

別紙の「顧問申込様式」にご記入頂き、郵送にて懇談会事務局に提出をお願いいたします。

（提出先）〒720-0067 広島県福山市西町 2 丁目 12 番 8 号

株式会社アクトシステムズ

5 選出方法

上記 3 の応募団体の取組みまたは計画の内容等を勸案の上、会則第 8 条に基づき、会長が選定し委嘱します。

問い合わせ先：情報通信部 情報通信振興課

電話：(082) 222-3324

メール：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

顧問申込書

中国情報通信懇談会長 殿

私は、中国情報通信懇談会の第8条に定める顧問に申込みます。

ICT化の具体的な取組又は計画について記載して下さい。

※ 別紙による提出も可

所属団体名 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印

連絡先

担当者:

住 所:

電 話:

メー ル: